

## 令和2年度 第1回 新潟市自殺対策協議会 議事録

日時：令和2年11月24日（火）15：00～16：50

場所：新潟市総合保健医療センター 2階 講堂

出席者：（委員：14名）

五十嵐 浩明 委員 代理出席 梅澤 毅彦 氏

（新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課）

石橋 秋美 委員 （自死遺族語り合いの会「虹の会」）

川上 修史 委員 代理出席 横尾 三代子 氏（新潟市社会福祉協議会）

北村 秀明 委員 （新潟県精神科病院協会）

興梠 建郎 委員 （独立行政法人労働者健康安全機構  
新潟産業保健総合支援センター）

小林 恵子 委員 （新潟大学大学院保健学研究科）

佐藤 真樹 委員 （一般社団法人新潟市薬剤師会）

鈴木 美和 委員 （新潟県産業看護部会）

高橋 涉 委員 （新潟日報社）

徳武 裕一 委員 （一般社団法人新潟県経営者協会）

名和 淳 委員 （新潟県臨床心理士会）

橋本 京子 委員 （新潟市民生委員児童委員協議会連合会）

堀田 伸吾 委員 （新潟県弁護士会）

村山 美和 委員 （社会福祉法人新潟いのちの電話）

（庁内関係委員：1名）

瀧澤 栄史東 委員 代理出席 澤口 義晃 氏（新潟市消防局救急課）

（事務局）

野島 晶子（保健衛生部長）

高橋 善樹（保健所長）

福島 昇（こころの健康センター所長兼こころの健康推進担当課長）

丸山 光子（こころの健康センターいのちの支援室長）

仁木 悠子（こころの健康センターいのちの支援室主査）

白川 泰子（こころの健康センターいのちの支援室主査）

星野 紀明（こころの健康センターいのちの支援室主査）

北川 千津子（こころの健康センターいのちの支援室主事）

本間 千晴（こころの健康センターいのちの支援室会計年度任用職員）

傍聴者：3名

## 1. 開会

(事務局 仁木主査)

ただ今から、「令和2年度第1回新潟市自殺対策協議会」を開会いたします。

本日司会を務めさせていただきます、こころの健康センターいのちの支援室の仁木と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日の協議会は会議録作成のため録音をいたしますのでご了承願います。

それでは、野島保健衛生部長よりご挨拶申しあげます。

## 2. 保健衛生部長あいさつ

(事務局 野島保健衛生部長)

皆様、こんにちは。新潟市の保健衛生部長の野島でございます。

本日は大変お忙しい中、皆様にご出席いただきまして大変ありがとうございます。また、委員の皆様には日頃から、本市の自殺総合対策に、それぞれの立場で、ご理解とご協力を賜りまして、この場を借りまして感謝を申し上げます。

本市は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目標に、「第2次新潟市自殺総合対策行動計画」を実施いたしています。第2次となりました現状に目を向けますと、この令和2年9月に公表されました、人口動態統計の確定数は、本市におきまして令和元年の自殺者数は124人ということで、前年よりも1名減少したものの、自殺死亡率は前年よりも上回っており、いまだ多くの方が自殺で亡くなっていらっしゃいます。一方全国に目を向けますと、今年の8月以降、10月迄ということですが、自殺者数が急増しているとしています。厚生労働省におきましては、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により自殺のリスクが高まることもありえるということから、大臣は、生きづらさを感じている方々へという異例の緊急メッセージを発出しており、緊張感が高まってきております。そのようななか本日は、「第2次新潟市自殺総合対策行動計画」本誌と、「第2次計画」に掲載されております本市の事業が、着実に実行されているかどうかということ、皆様といっしょに確認すると共に、この新型コロナウイルス感染症による自殺対策、それぞれの事業への影響などについて情報交換、情報共有をして参りたいと考えております。

委員の皆様方からは、忌憚のないご意見をいただきまして、今後より一層、自殺総合対策を進めて参りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 3. 委員紹介

(事務局 仁木主査)

続きまして、新委員をご紹介させていただきます。お配りしました委員名簿で左に「新」とある方が新委員です。ご本人がご出席されている方だけご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、恐縮ですがその場で簡単にご挨拶をお願いいたします。

新潟市民生委員児童委員協議会連合会の橋本委員でございます。

(橋本委員)

皆様、初めまして。民生委員から参りました橋本京子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 仁木主査)

なお、本日は都合により代理の方が出席されています、新潟県警察本部生活安全企画課の五十嵐委員と新潟市社会福祉協議会の川上委員、本日欠席の新潟NPO協会の高橋委員も新委員でございます。続きまして、本日の出席状況を報告させていただきます。本日は委員20名のうち代理出席を含めまして14名が出席でございます。なお、連合新潟地域協議会の川崎委員、新潟市医師会の熊谷委員、新潟NPO協会の高橋委員、新潟県司法書士会の竹内委員、新潟大学の田中委員、新潟商工会議所の玉木委員の6名の方から欠席のご連絡をいただいております。また、庁内の特に関係の深い所属から庁内関係委員として、1名の方から出席をお願いしております。よろしく願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。ここからは「新潟市自殺対策協議会開催要綱第4条第3項」により、進行を興梠会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

## 4. 議 事

### (1) 新潟市における自殺の現状について ① 新潟市における自殺の現状について

(興梠会長)

この会の会長ということで仰せつかっております興梠です。新潟産業保健総合支援センターという、国の独立行政法人の所に勤めております。よろしく願いいたします。

議事ということですが、情報交換のときには皆様からなるべくご発言をいただき、また、議事にいろいろなご提案などをいただきたいと思いますので、そのときにはよろしく願いいたします。

それでは、早速始めさせていただきますが、お手元の協議会次第に従って進めて参りたいと思います。初めに、「(1) 新潟市における自殺の現状について」でありまして、「①新潟市における自殺の現状について」と、「②令和元年自殺企図者の救急出動状況」、これをつけてご説明いただきたいと思います。よろしく願いします。

(事務局 丸山いのちの支援室長)

それでは、事務局のほうから説明させていただきます。こころの健康センターいのちの支援室丸山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

「①新潟市における自殺の現状について」説明いたします。自殺に関する統計には、主に人口動態統計と地域における自殺の基礎資料の2種類があり、それぞれ公表されているデータが異なるため、2種類の統計を用いて説明いたします。

「【資料1】新潟市における自殺の現状について」をご覧ください。厚生労働省の人口動態

統計で死亡診断書によるものです。

1 ページ、「新潟市自殺者数及び自殺死亡率の推移（人口動態統計より）政令市との比較（平成25年～令和元年）」をご覧ください。毎年ピンクで網掛けをした行が新潟市になっております。政令市のなかでは高い水準で推移しております。1 番右の表、令和元年の自殺者数・自殺死亡率で新潟市の自殺死亡者数は先ほどの挨拶にもありましたが、124人、人口10万対の自殺死亡率は15.6と、政令市20市の中でワースト5位になっております。

2 ページをご覧ください。「自殺者数の推移（人口動態統計）」、折れ線グラフが平成19年から令和元年までの全国・新潟県・新潟市の自殺者数の推移になっております。全国では、令和元年に2万人を下回り19,425人の方、新潟県では408人の方が亡くなっております。新潟市は先ほど申しあげましたとおり124人です。下の表は、「自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移（人口動態統計）」です。全国的に減少傾向にはあります。新潟県は全国平均を上回っておりますが、新潟市は上がり下がりしながら、令和元年に全国平均より低下しましたが、政令市20市中においては、ワーストの上位であり、まだまだ取り組みが必要です。

3 ページをご覧ください。「平成19年～令和元年 新潟市の自殺者 年代別 【男性】【女性】」になります。グリーンのグラフが男性、オレンジのグラフが女性になっております。男性は女性の約2倍の方が亡くなっており、特に、40代・50代・60代の働きざかり世代が多くなっています。女性は男性に比べると大きな山はありませんが、50代・60代・70代がやや多くなっている状況です。

次に4 ページからは、地域における自殺の基礎資料で、警察の捜査等により自殺と判明したもので、外国の方も含まれている統計です。そのため人口動態統計と数が異なります。

4 ページ、「新潟市自殺者数及び自殺死亡率の推移（地域における自殺の基礎資料自殺日一住居地より）政令市との比較：平成26年～令和元年（平成31年）」をご覧ください。毎年黄色で網掛けした行が新潟市になっております。人口動態統計同様、政令市のなかでは高い水準で推移しております。1 番右の表が令和元年の自殺者数・自殺死亡率です。新潟市の自殺者数は133人、人口10万対の自殺死亡率は16.77と政令市20市のなかでワースト4位になっております。

5 ページをご覧ください。平成21年から令和元年までの全国・新潟県・新潟市の「自殺者数の推移（地域における自殺の基礎資料）」になっております。令和元年、全国では19,974人の方、新潟県では442人の方、新潟市は133人の方が亡くなっております。下の表は、「自殺死亡率の推移（地域における自殺の基礎資料）（自殺死亡率：人口10万対）」です。新潟県は全国に比較すると高く、新潟市も人口動態統計とは少し違い全国平均より高い値で推移しています。平成21年から徐々に減少してきていますが、いまだ多くの方が自ら命を絶っている現状です。

6 ページをご覧ください。「地域における自殺者の基礎資料」における令和2年の自殺者数について（自殺日・居住地）」です。自殺の背景には、健康問題のほか失業、倒産、多重債務、過労、いじめや孤立などの社会的要因があり、今般の新型コロナウイルス感染症の影響などにより、自殺に追い込まれる人が増えることが予測されています。自殺者数は前年同月比におい

て1月から減少が続いていましたが、国は7月から、新潟県は8月から増加に転じています。資料にはありませんが、「厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター」の統計分析から、本年の自殺の動向は例年とは明らかに異なっていること、様々な年代において女性の自殺は増加傾向にあること、自殺報道の影響と考えられる自殺の増加がみられること、本年8月に女子高校生の自殺が増加していること、自殺者数は依然として女性よりも男性が68パーセントと多いこと、政府、各種支援策が自殺の増加を抑制している可能性があるなど報告されています。また、10月の速報値では、新潟市の数値はまだ分かりませんが、全国の自殺者数が2,153人と2,000人を超えました。新潟市では、5月、8月、9月に1名ずつ増加しているものの大きな増加はみられませんが、いつ増加に転じるか楽観視できない状況です。今まで以上に経済、福祉分野などさまざまな分野と密接に連携した取り組みが必要です。説明は以上です。

## (1) 新潟市における自殺の現状について ② 令和元年 自殺企図者の救急出動状況

(興梶会長)

それでは、ご質問は後でお受けしたいと思います。次に、「(1) 新潟市における自殺の現状について」で「②令和元年自殺企図者の救急出動状況」をお願いします。

(瀧澤庁内関係委員代理 澤口消防局救急課長補佐)

それでは【資料2】令和元年の自殺企図者の救急出動件数及び過去5年の推移についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。消防局救急課の澤口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、このデータは国の統計に基づきまして自損行為を抽出したものでございます。救急現場では、死体、早期死体現象などある場合、不搬送になったり、本人や関係者から協力が得られない場合、自殺企図であることが判明しません。それから、その他として水辺の事故など、溺水などでは水難事故として登録しますので、数、他機関とのデータと多少の違いがあることをご理解願います。

それでは、「1. 自殺企図の救急出動件数及び搬送人員」ですが、ご覧のとおりになっております。前年と比較して30件以上減少がみられます。昨年は救急出動全体が611件減少しておりますが、比率としては、いつもと同じように約1パーセント程度の自殺企図者が発生しているということになります。「2. 男女比」ですが、昨年と同様に搬送者は女性が多く、不搬送は男性が多い傾向となっております。また、ここにある「不明」というのは出動途中でキャンセルになったものが含まれております。「3. 傷病者程度」についてですが、区分を欄の下に記載していただきましたのでご覧ください。死者は男性が割合高くなっております。「4. 年代・性別」の状況については、各年代の定義については欄外に記載しています。ご確認願います。発生比率は昨年と同様に成人がもっとも多く79.3パーセント、次いで高齢者が12.4パーセントとなっております。この数字は、救急出動全体に占める割合と多少異なっております。救急出動全体では高齢者の割合が61パーセントと高く、成人は30パーセントに止っております。自殺企図に至る年代とかなり異なる状態となっております。

それでは、資料裏面のほうをお願いいたします。自殺企図に関する「過去5年間の推移」ですが、「1. 自殺企図の救急出動件数及び搬送人員」は、ご覧のとおり出動件数は減少しております。しかしながら比率としては、救急出動の全体として割合は変わらず1パーセント程度となっております。「2. 救急出動件数の男女比」ですが、過去5年の推移では平成29年のみ男性が半数を超えておりましたが、それ以降、平成30年、令和元年とも4ポイントずつ減少しております。「3. 自殺企図者の死亡者数」でございます。不搬送の死亡については、消防は現場で警官に引き継ぎます。それまで、知り得た情報以外はありませんので他機関との情報に違いが発生することがあります。ご理解下さい。以上で【資料2】の説明を終了します。ありがとうございました。

(興梠会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局からのご説明と、それから消防局からのご説明に委員の方々でご質問ございますか。はい、小林さん。

(小林委員)

小林です。説明ありがとうございました。私は、【資料1】のほうの自殺死亡率の推移についての、資料について少しお聞かせいただきたいと思います。新潟市は、死亡事例の分析みたいなものはされていらっしゃるのですか。死亡百何十人、約百人以上の事例分析というのをされているのかどうかというのがまず1つと、もう1つはこれらの方たちが、亡くなる前に相談に繋がっていたかどうかということをお前からちょっと関心を持ってしまして、それを教えていただけたらと思います。

(事務局 丸山室長)

ご質問ありがとうございました。亡くなった方の事例調査というところでございますが、実際に分かっている事例というのは、未遂者支援等で、支援している方については、把握できるケースがありますけれども、それ以外のケースについての調査は実際には行っていないというのが現状です。その方々についても、1人ずつが相談に繋がっていたかというような調査というのは、実際取り組めていないといえますか、把握していないというのが現状です。

(興梠会長)

ありがとうございました。なかなか難しい分析をしなければいけないということで、まあ、1か所の対応ではできないですね。よろしいでしょうか。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

それでは、私から1つ事務局に。こういうコロナのとき、雇用の問題がございますが、前回のバブルがはじけた後、自殺者が3万人になったのは、バブルが崩壊してから7、8年後です。バブル崩壊が1991年くらいでしたので自殺者が3万人になったのは、1998年の長野オリンピックのときからで、それから14年間、自殺者3万人ということで苦しんだわけですが、その間の有効求人倍率がかなり下がってございました。現在、令和元年から令和2年に移るあたりから、ちょうど新型コロナが出てきたわけですが、そのあたり新潟市の分析はどんなものが出ているのか、もし分かりましたらお教え願いたいと思います。

(事務局 丸山室長)

失業率につきましては、自殺死亡率との相関がみられるというふうにいわれているので関係

としては大事なことはと思っています。失業率は、制度の関係で全国値のみというふうになっているというところで毎月発表されているものです。参考までに平成元年の平均の失業率は2.4でありましたが、今年度に入りまして、7月に2.9、8月、9月と3.0と上昇しているというような状況のようです。また、有効求人倍率というところでも、「ハローワーク新潟」、「ハローワーク新潟」、「ハローワーク巻」という3つのハローワークがございまして、それぞれ伝えさせていただきたいと思います。「ハローワーク新潟」ですが、令和元年が平均1.80の有効求人倍率でしたが、この9月の段階でそれが1.29と減少しています。「ハローワーク新潟」は、元年が平均2.09という数値でしたが、現在9月になり1.87ということでいずれも減少しています。「ハローワーク巻」ですが、平均1.39というのが元年の数値でしたけれど、4月からずっと1.00未満ということになっていました。9月が1.00ということで、いずれも減少の傾向があるというような状況です。以上です。

(興梠会長)

ありがとうございました。有効求人倍率は下がりつつあるというのが分かりましたし、それから、失業率もだんだんちょっと上がっていることでございます。あとで、私、徳武先生からご意見を伺いたいと思うのですが、いろいろ中央から資料が届いているようなので、あとでかいつまんでご説明いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。ないようでしたら次に移りたいと思います。

## (2) 自殺総合対策について

(興梠会長)

ここからは皆様方、是非ご提案などがありましたら積極的にご提案をいただきたいと思えます。それでは、議事の「(2) 自殺総合対策について」、事務局からご説明いただきたいと思えます。

(事務局 福島所長)

こころの健康センター福島から説明させていただきます。着席で失礼いたします。

「(2) 自殺総合対策について」になりますが、対策の事業の中身のご説明となります。時間に限りがありますので、今年度の新しい取り組みでありますとか変更点を中心に説明させていただきます。よろしく願いいたします。

では、「【資料3】自殺総合対事業の概要(平成29年度～令和2年度)」、横長のA3の表をご覧ください。

1枚目の上半分、白い部分になりますが、「相談支援事業」につきましては、後ほど別のところで説明いたしますので省略させていただきます。

1枚目の下段「事業推進体制」になりますが、事業No.6、「新規」、若年層における自殺対策ワーキングチームです。これは、前身になります、作業部会から引き継ぎまして、今年度から学校における児童生徒の自殺対策について、具体的に取り組む検討を行うということで立ち上げたものになります。

続きまして2枚目をご覧ください。「人材育成事業」の1番上になりますが、事業No.9、自殺予防ゲートキーパー養成研修会となります。例年行っているものですが、今年度新しいものと

いたしましては、新たに市内の県立高校4校におきまして、教員を対象とした研修会を実施いたしました。続きましてその下、事業No.10、自殺対策研修会となります。今年度は、毎年医療福祉関係者を対象として開催している研修会ですが、今年度は、来年2月27日にうつの当事者の方からご講演をいただく予定となっております。タイトルはここに書いてあります、「うつ蔓延社会をうつ円満社会へ～生きる力がわいてくるメッセージ」といった内容で実施したいと考えております。

続きまして、その下になりますが、事業No.11をご覧ください。《庁内職員向け自殺予防ゲートキーパー研修会》でございますが、今年度は講義テーマとしまして、2つになりますが、自殺予防ゲートキーパーについてと、つなぎ先について学ぶ、といった内容にしまして、関係している各機関の取り組みとか特徴について、お互いに学び合う機会を設けさせていただきました。続きまして2ページの下から2つ目、「普及啓発事業」になりますが、事業No.13、自殺防止街頭キャンペーンとなります。毎年、新潟駅前におきまして、啓発グッズ等を配布していましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から配布を取り止めまして、新たにNEXT21の1階アトリウムにおきまして、パネル展示等を行いました。

続きまして、「【資料4】平成29年度～令和2年度 くらしとこころの総合相談会 来所者数」をご覧ください。先ほど飛ばしました、「相談支援事業」になります。様々な相談にワンストップで対応するくらしとこころの総合相談会になります。上にあります表の1番下、令和2年度の取り組みをご覧ください。今年は5月15日の相談会、5月分につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために1回中止と致しました。ただ、充足率、予約の入り具合ですが、68.0パーセントとなっております、例年よりも充足率は上がっております。また、コロナウイルスに関連しまして、9月18日の相談会におきましては、新たに新潟IPC財団の協力を得まして、プロジェクトマネージャーの方に加わっていただきまして経営相談を行いました。これは、この相談会では初めての取り組みになります。件数としては、1件と少なかったのですが、3月のこの相談会でもまた、経営相談も実施したいと考えております。その下の相談の実績等は後でご覧いただければと思います。

続きまして、「【資料5】こころといのちの寄り添い支援事業 実績」をご覧ください。これは自殺未遂者の再企図を防止する事業の実績となります。1ページ目に4つの表が並んでおりますが、そのうちの1番左の大きな数字が、これは相談実人数になります。その上のかっこ内の数字が新規。これはその年の新しく受けつけた相談者の数となっております。実人数、その新規の人数、どちらをみましても段々と、増加してきているということがお分かりいただけるかと思えます。これは関係機関、主にご紹介していただきます、救命救急センター等の医療機関の皆様からのご紹介が増えて来ているといった連携の強化によってなされているかと考えております。また、少し細かくなって恐縮ですが、この大きな数字の下にあります男性、女性別の人数をご覧いただければと思います。特に女性のほうをみていただきますと、平成29年は男性22人、女性17人と女性が少なくなりましたが、段々女性が増えて参りまして、今年度10月までになりますと、男性19人、女性35人と女性の相談が増えている傾向がございます。以前、新潟市で行いました救命救急センターにおけます自殺未遂者の傾向分析によりますと、男性の中高年のグループと、後は女性の若年層のグループと、2つの群に分かれる

傾向がございました。女性の若年層の方々のほうが自殺企図を繰り返して、相談支援に繋がりにくいのではないかといい傾向が見てとれましたが、最近では、この救命救急センター等の医療機関との連携が強化されることによって、繋がりにくい比較的若い女性層の相談が増えているのではないかというふうに考えております。それに関しまして2ページ、「令和2年度支援者の状況」をご覧ください。円グラフがございました。上が男性、下が女性になっております。年齢別の内訳になっておりますが、これをみていただきますと、男性も女性も比較的若年層が多ございますが、特に女性は10代20代で過半数を占めているといった形で、若年女性の方の相談が増えているといった傾向がございました。そして相談内容につきましては、複数回答はありますが、主なものとして、健康問題、家庭問題、経済・生活問題というふうが続いてまいります。

続きまして、「【資料6】電話相談等 件数の推移（月別）」をご覧ください。これは、電話相談事業をまとめたものになります。1番上が「新潟市こころの健康センター」の電話相談、2番目が「新潟市こころのいのちのホットライン」、3番目が県と共同で行なっています「新潟県こころの相談ダイヤル（新潟市分）」になります。例年の傾向と大きく変わりはないのですが、中でもその2段目のホットラインの数をご覧ください。昨年と比較いたしまして、特に4、5、6月が大幅に減っています。よく見ますと平成30年の中ごろから令和元年の6月まで相談件数が1,000件、2,000件を越えておりました、非常に増えております。それが、令和元年の7月から減少に転じまして、今年度はさらに減っているという状況がございました。これは、数が増えているところにおきましては、無言電話等の電話が非常に増えておりました、それに対して回数制限を設けることによりまして、数が元に戻ったというふうになったのではないかと考えております。その後の傾向としては、例年どおり元に戻っているのではないかというふうに考えております。また、コロナに関する相談が10件、20件という形で少しずつ上がってきているという傾向を見てとることができます。自殺総合対策につきましても説明は以上となります。

（興梠会長）

自殺総合対策についてご説明いただきましたけれど、ご質問ございますか。佐藤委員お願いします。

（佐藤委員）

新潟市薬剤師会の佐藤と申します。【資料5】のこころのいのちの寄り添い支援事業で、相談者は、実人数で女性の割合が増えているというところで、全国的に今、女性の自殺が増えている、何かその原因みたいなものが、もしお分かりであれば教えていただきたいのですが。

（事務局 福島所長）

はい、全国で現在増えているという原因は、申し訳ありません、まだ、情報が十分でない状況でございます。新潟市の相談内容につきまして、男女別の分析はしておりませんので、傾向として女性がどんな事柄でと、なかなか言うことは難しいのですが、比較的若年の方で、うつとか、統合失調症といったはっきりとした病気よりも、適応障害と申しますか、ストレスに対する反応、またそれに対して反応するような、情動の不安定性でありますとか、過去の虐待歴等、様々な問題が複合的に絡んでいるような傾向をみてとることが、これは印象にな

ってしまいますが、ございます。男性の場合には比較的年齢が高い方で、うつとかはっきりとした疾患として捉えられる方が多ございますが、女性の場合には比較的、性格傾向の、情動の不安定さでありますとか、そういった問題が、様々な家庭要因等々と複雑に絡みあって自殺未遂を引き起こしているのではないかというふうに、これは推測になってしまいますが、考えております。

(佐藤委員)

ありがとうございます。

(興梠会長)

他にございませんでしょうか。福島先生、1つ教えてほしいのですけれども、【資料5】の円グラフの下のほうに、相談内容、複数選択あり、ということで書いてあるのですが、これは年代別の分析は特にないですね。それで聞きたかったのは、これは若年者対策を、特に30代未満の人たちを重点的にやる必要があるかなあと、この円グラフで見たのですけれど、そのときに若い人たちの問題というのは、何かその高齢者を含めた問題と何か差があるでしょうか。

(事務局 福島所長)

年齢による分析というのは、申し訳ございません、しておりません。ただ、それほど年齢によって大きな傾向というのは、ないのかなというふうに考えています。もちろん、ご高齢になりますと様々な体の病気が増えてきたりとか、若年の方の場合には、お子さんの問題とかそういったものが増えてくるといった傾向はございますが、今のところそれほど、(2)の相談内容から分析して、若い方がこんな傾向があると、いうことはなかなか難しいように感じます。

(興梠会長)

ありがとうございます。ほかに委員の方、はい。

(名和委員)

新潟県臨床心理士会の名和と申します。先ほどの【資料5】についてなのですけれども、若年層の女性が支援に繋がりがやすいということで、非常に救急との連携がとれていて、非常に効果を上げていらっしゃるというふうに思って、力強く思いました。10代、20代の女性というと、やはり気分の変動とか、非常にその不安定さというのをお持ちのような気がするのですけれども、支援に繋がるというのは、どのような支援が繋がりがやすく、継続性がある支援なのかとか、どのような支援がこの層に有効な感じがしていらっしゃるかっていうのを教えていただければと思います。

(事務局 福島所長)

ありがとうございます。私どもの支援の特色としては、アウトリーチ、出掛けて行くということを中心に行っておりますので、来所相談、面接を待っているだけでは、なかなか繋がりにくいということがございます。ですので、多くの場合には救命救急センターから連絡をいただき、また病院から連絡をいただきまして、そうしたら、こちらのほうから電話をしたりとか、間に合えば入院中に面接をさせていただいて、そこから今度は相談に繋げて、待っているのではなくてご自宅まで出かけて行って相談をしたり、といったことをして、なかなか通常の相談では繋がりにくい方も、その支援に繋げていくといったことに取り組んでおります。実際はそれでも相談が途切れてしまうこともありますので、簡単にいくわけではないのですが、なるべ

く途切れさせないようにフォローしていくといった取り組みを行っております。

(名和委員)

ありがとうございました。職種としては、相談員さんとか訪問看護とか、そのような感じになるのでしょうか。

(事務局 福島所長)

現在取り組んでいますのは、保健師、社会福祉士、臨床心理士といった職種になります。いずれも専門職であります。特に、福祉系、保健系、特に限定しているわけではなくて、様々な職種、多職種で取り組んでいるといった状況でございます。

(名和委員)

ありがとうございました。

### (3) 第2次新潟市自殺総合対策行動計画の進行管理について

(興梠会長)

ありがとうございました。それでは「議事(3)第2次新潟市自殺総合対策行動計画の進行管理について」ということで事務局からご説明いただきたいと思っております。

(事務局 白川主査)

こころの健康センターいのちの支援室の白川と申します。私のほうから、第2次新潟市自殺総合対策行動計画の進行管理についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

初めに、第2次新潟市自殺対策総合行動計画について簡単にご説明申し上げます。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、効果的な自殺総合対策を推進するために、昨年、平成31年3月に策定いたしました。策定作業に皆様からご協力いただき感謝申し上げます。計画期間は、昨年度、令和元年度から令和5年度となっております。平成29年の自殺死亡률을15パーセント以上減少させるという数値目標を掲げております。人口動態統計の数値では、平成29年の自殺死亡률이14.9ですので、令和5年までに12.6以下にするという目標になります。この計画を推進するにあたって、こちら新潟市自殺対策協議会、そして、新潟市自殺総合対策庁内推進会議を開催し、進行管理及び評価を行なうこととしております。これより計画の体系に添って施策の進行状況についてご説明申し上げます。

【資料7】、A3横28ページにわたる資料に添ってご説明申し上げます。ちょっとボリュームが多いので、ところどころ走り走りになりますが、ご了承願います。先ほど福島所長のほうから説明いたしました、自殺総合対策事業のほか、関係機関・関係団体や市役所関係課における自殺対策関連事業について、ひととおり記載してございます。

それでは、1ページをご覧ください。こちらは基本施策の5本柱について記載しています。その前に、今回の会議で新委員としてお越しいただいている橋本委員と、市社会福祉協議会の川上委員の代理である横尾係長の席には計画の本編の冊子と、概要版を置かせていただきました。そのほかの委員の皆様には、昨年の自殺対策協議会で配布させていただいているので、配布を省略させていただきました。その本編がなくても説明が通じるように、説明申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは1ページ、基本施策の5本柱について記載してございます。こころの健康センター

いのちの支援室で実施している自殺総合対策事業と、教育委員会で実施している事業が該当します。資料の作りといたしましては、左側から事業の「実施内容」、「計画掲載ページ」、事業実施の「担当部署」、「令和元年度実施状況」、「令和元年度 実施状況に関する担当課の評価」、そして1番右側が「今後(令和2年度以降)の実施計画」というような順で記載してございます。

「基本施策1 地域におけるネットワークの強化」では、この新潟市自殺対策協議会をはじめとした会議を開催したほか、相談事業を通じて、顔の見える関係を構築いたしました。「基本施策2 自殺対策を支える人材の育成」では、自殺予防のためのゲートキーパー養成研修などを実施いたしました。「基本施策3 住民への啓発と周知」というところでは、9月の新潟市自殺対策推進月間を中心に、キャンペーンや市報にいがたを活用した啓発活動を行いました。また、昨年度の協議会で、小林委員や鈴木委員からご提案のありました、ホームページでのストレスチェック等の実施は、今年度、ページに盛り込ませていただきましたので、ご確認いただけますと大変幸いです。ページをはぐっていただいて、2ページ目をご覧ください。「基本施策4 生きることの促進要因への支援」では、「くらしとこころの総合相談会の実施」、「こころといのちの寄り添い支援事業(自殺未遂者再企図防止事業)の実施」、24時間365日の「電話相談事業の実施」、あとは「自死遺族への情報提供」として、リーフレットの作成、配布を行いました。「基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育」では、県教育委員会のSNS相談と連携した「LINE IDプリント」や、「新潟市いじめSOS電話」カードを各校に配布し、多様なSOSの発信の仕方について啓発を行ったほか、教職員を対象にした研修を実施いたしました。

3ページをご覧ください。こちらは重点施策について記載してございます。1つ目として「重点施策1 若年層におけるライフステージ別の対策」、2つ目として「重点施策2 働き盛りの年代における対策」、3つ目といたしまして「重点施策3 高齢者層における生きがいと孤立防止の対策」、ページをはぐっていただいて4ページ目になりますが、「重点施策4 自殺未遂者への支援と連携」、5つ目として「重点施策5 生活困窮者への支援と連携」以上、5つの対象別自殺対策に取り組むことといたしております。事業の実施内容については、この、3ページ、4ページに書かれているところは、先ほど説明をいたしました基本施策と重なるところが多いので、説明を割愛いたしますが、すべての5つの対象において事業を実施いたしております。

続きまして5ページ目をご覧ください。5ページ目から13ページは、関係機関・団体等における自殺対策関連事業の取り組みについて記載してございます。委員の皆様におかれましてはお忙しい中、事業の実施状況や今後の事業計画について、ご回答くださり感謝申し上げます。資料では、皆様の機関・団体における自殺対策関連事業を、先ほどの重点施策、5つの対象別自殺対策と関連づけてまとめてございます。例えば5ページの1行目、新潟いのちの電話様が実施しておられます、「自殺予防電話相談」ですと、若年層だけでなく、働き盛り、高齢者、自殺未遂者、生活困窮者、5つの対象すべてをターゲットにしておられますので、7ページ、10ページ、13ページとすべての対象のところに、「再掲」として記載してございます。後でご覧いただければと思います。ここでは、5つの対象別ではなく、関係機関・団体ごとで順に取り組みの概要をご説明申し上げます。5ページ、まず、新潟いのちの電話様におかれましては、

自殺予防の電話相談を軸に、電話相談員の養成、電話相談員の募集を兼ねた市民公開講座の開催等を実施されておられます。新潟産業保健総合支援センター様におかれましては、資料5ページの中段になります。産業保健関係者、事業者、管理監督者、労働者、若年労働者といった対象別に、セミナーや研修等を実施されているほか、メンタルヘルス対策を行った場合に、助成金の支払いもされておられます。ページ移りまして6ページ目、登録産業医や保健師による個別面談、訪問指導等を実施されておられます。新潟大学大学院保健学科研究科様におかれましては、保健相談活動や公開授業を実施されておられます。新潟県産業看護部会様におかれましては、「くらしとこころの総合相談会」や「こころといのちのホットライン」に、相談員を派遣していただいています。また、ページが飛びますが、9ページ中ほどに記載してございます。上から6行目になります。所属企業におけるメンタルヘルス対策として、会員様が所属する企業において健康相談やストレスチェックの実施、ストレスチェックの結果を活用した職場改善活動等に取り組まれておられます。6ページにお戻りいただきまして、6ページの中段下ぐらいになるのですけれども、「メンタルヘルスマネジメント検定」というものが書かれておられます。新潟商工会議所様におかれましては、このマネジメント検定の実施や専門家による無料相談窓口を開設されておられます。新潟県臨床心理士会様におかれましては、「こころの健康電話相談」や「臨床心理士によるこころの健康相談」といった相談事業を受託されているほか、「こころといのちのホットライン」相談員研修や「新潟いのちの電話」相談員研修に講師を派遣していただいています。新潟県経営者協会様におかれましては、過労死防止などの具体的な取り組みに関するセミナーを実施されておられます。7ページに移りまして、新潟市薬剤師会様におかれましては、「ゲートキーパー養成ワークショップ」や「多職種と連携した自殺予防研修会」、「アルコール健康障害対策事業」などを実施するほか、「実態把握収集事業」を実施して分析・発表を行っておられます。

13ページをお開き下さい。「重点施策4 関連：自殺未遂者への支援と連携」の項目の一番下ですが、新潟県警察本部様におかれましては、「自殺のおそれのある行方不明者の発見活動」、「自殺未遂者の一時的保護」のほか、自殺未遂者やその家族・関係者からの相談に対応して、県民・市民の方に適切な相談機関をご案内いただき、関係機関への情報提供を行っておられます。

続きまして、14ページをご覧ください。14ページから最後28ページまでは、市役所関係課における自殺対策関連事業の取り組みについて記載してございます。こちらも重点施策、5つの対象別自殺対策と関連付けてまとめてございます。例えば14ページ「重点施策1 関連：若年層におけるライフステージ別の対策」、1行目に記載しました「多重債務者の相談窓口と支援体制の充実」ですと、若年層だけでなく、働き盛り・高齢者・自殺未遂者・生活困窮者5つの対象全てをターゲットにしていますので、19ページ「重点施策2 関連：働き盛りの年代における対策」、24ページ「重点施策3 関連：高齢者層における生きがいと孤独防止の対策」、28ページ「重点施策4 関連：自殺未遂者への支援と連携」、「重点施策5 関連：生活困窮者への支援と連携」、と全ての対象に「再掲」として記載するという形になっております。こちら、新潟市役所の関係課に関しても、重点施策の対象別ではなく、関係課ごとに順に取り組みの概要をご説明申し上げます。

まず14ページ一番上、消費生活センターでは、多重債務者に関する相談を実施するほか、多重債務者対策庁内連絡会議を開催しております。男女共同参画課では、アルザにいがたでの講座や、各種相談のほか、「配偶者暴力相談支援センター」におけるDV相談、各区に配置されている女性相談員による「女性相談」を実施しております。広聴相談課では、「民事相談」を実施しております。障がい福祉課では、「新潟市発達障がい支援センター（JOIN）による相談支援」や、各区健康福祉課および身体障がい者、知的障がい者相談員、基幹相談支援センター、障がい者夜間休日コールセンターなどによる相談を実施しております。地域包括ケア推進課では、「地域の茶の間」の運営や「認知症サポーター養成講座」、「家族介護教室」を開催しております。

ページが飛ぶのですが、24ページ一番下に「地域包括支援センターにおける総合相談」は、地域包括支援センターを市内29か所に設置し、介護、福祉、健康、医療などの総合相談を行うほか、25ページ1行目、「元気力アップ・サポーター制度」として、高齢者の介護予防といきいきとした地域社会づくりを推進することを目的にした事業を実施しておられます。24ページの下から2番目になるのですが、高齢者支援課では、新潟市社会福祉協議会に委託をして高齢者あんしん相談センターを運営し、相談に応じております。

14ページをご覧ください。14ページの下5番目から以下なのですが、こちらは、こころの健康センターの相談事業、各種相談事業について記載をしております。下から4段目になるのですが、今年度6月から、新型コロナウイルスに関する心のケアということでメール相談を始めております。そのほか各種相談とページをはぐっていただいて15ページになりますが、「専門の相談員による依存症相談」、「臨床心理士によるこころの健康相談」、「アルコール・薬物依存症の家族教室」、「薬物依存症治療・回復プログラム」を実施しております。その下、保健所健康増進課では、「健康経営チャレンジ支援事業」として、健康に関するテーマで企業に出向いてセミナーを開催しております。また、総務部の職員課では、市職員向けに、「こころの健康相談」、「メンタルヘルスセミナー」を実施しております。各区健康福祉課では「健康相談」、16ページになりますが、「育児相談」、「家庭訪問」、17ページ「産後うつスクリーニング」、「思春期健康教育」、ページをはぐって18ページ、「区内小中学校の養護教諭との連絡会議」を実施しております。

23ページの中段になるのですが、「在宅医療ネットワーク」という高齢介護の関係のネットワークを、各区で構築するために会議を開催したりしているものです。

18ページにお戻りください。各区健康福祉課と保護課では、「健康管理支援事業」として生活保護受給者の健康の保持及び増進、自立支援のため、健康・医療・生活面から相談、支援を行うほか、28ページが一番下、「生活困窮に関する相談・支援」を行っております。

ページが行ったり来たりして本当に申し訳ございません。18ページにお戻りください。下から2番目になります。教育委員会地域教育推進課では、若者支援センター「オール」を運営し、若者の相談窓口、居場所の提供のほか、キャリア発達を促す事業を実施しております。また、学校支援課では、先ほど基本施策の5本柱、重点施策のところでご説明したとおりの各種事業を実施しております19ページをご覧ください。上から4行目になります。新潟市教育相談センターでは、「いじめSOS電話相談」を開設するほか、「相談関係機関連絡会」を開催して

おります。また、水道局総務課では、水道局職員を対象に「ハラスメント・メンタルヘルスセミナー」を開催しております。

最後になりますが、28ページ目、「重点施策4 関連：自殺未遂者への支援と連携」というところになります。消防局救急課では、救急活動中に遭遇した自殺企図者の情報を医療機関へつなげるほか、こころの健康センター等が実施している相談について企図者本人、又は関係者に情報提供をするほか、企図者に遭遇する機会が多い救急隊員を対象に研修会を実施しています。以上、「第2次新潟市自殺総合対策行動計画」に記載されております自殺対策及び自殺対策関連事業が着実に実行されていることを確認するとともに、関係機関・団体におかれましても市役所関係課においても、それぞれで実施している事業について、自殺対策と関連付けて事業を実施して評価をしてくださっていることが確認されました。長くなりましたが、説明は以上です。

(興沼会長)

大変な量の資料で、委員の皆様もすぐにはみんな頭に入らないと思いますが、なにかご発言はございますか。

では堀田先生お願いします。

(堀田委員)

弁護士の堀田でございます。【資料7】、3ページの「重点施策1 若年層におけるライフステージ別の対策」に関連して1つ質問をさせていただきます。「第2次新潟市自殺総合対策行動計画」の中では、29ページのところで《若年層における課題及び将来的な取り組み》とありまして、【課題】として「若年層の相談窓口として、これまでの電話相談及び対面相談に加え、ICT（情報通信技術）を活用した相談窓口が必要となります。」という記載があります。それを受けて、【将来的な取り組み】として「現代社会の情勢に照らし合わせ、メール相談等をどの様に活用していくか、メール相談を入り口として対面相談にどのようにつなげていくかという若年層を対象とした相談窓口の仕組みの構築が必要となります。」などという記載がされております。今ほどのご報告で3ページのところですが、関連する取り組みとしては、SNSの関係ですと県のLINE相談、周知への連携協力というようなところの記載がありまして、これに関連して、新潟市として独自にSNS等のICTを活用した何らかの取り組みを今後ご検討される予定はあるのかというところが1点。それからこのコロナ禍で、特にICTですとかSNSのオンラインの必要性というものも感じるころなのですけれども、若年層に限らず他の世代にも活用できる部分があるのかなあというふうに思っています。計画のところでは、若年層となっていますが、それ以外の世代に対して、ICT等活用していくところをお考えかどうか、お聞かせいただければと思います。

(事務局 福島所長)

ICTを活用した相談についてになりますが、現在のところまだ、具体化はしていないのですが、何らかの形で来年度、インターネットを介した相談の仕組みについて実施したいというふうに考えておまして、現在、実施に向けて検討しているところです。具体的な内容、予算等が確定しまして、お話できるようになりましたならば、また、皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。

(堀田委員)

ありがとうございました。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症による自殺対策関連事業への影響について

##### ① 新潟いのちの電話

(興沼会長)

それではちょっと時間が押しておりますので次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。「議事(4) 新型コロナウイルス感染症による自殺対策関連事業への影響について」に移りたいと思います。新しい生活様式が求められる中で各団体の皆様、自殺対策事業も少なからず影響を受けているものと推察されますけれども、ここで3団体の方に状況をご説明いただきまして、その後、ご質問・ご意見を頂戴したいと思います。それではよろしく願いいたします。

初めに「①新潟いのちの電話」です。「新潟いのちの電話」の村山さんお願いいたします。

(村山委員)

「新潟いのちの電話」の村山です。説明させていただきます。「【資料8】新型コロナウイルス感染症による自殺対策関連事業への影響について」をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の流行で、「新潟いのちの電話」でも、かなり相談内容、また相談体制ともに大きな影響がありました。まず、相談内容の変化からですが、新潟いのちの電話では、今年の2月頃からコロナ関連の相談が入り始めました。当初コロナの感染症は、ニュースで見ただけで漠然とした不安を訴える相談でした。しかし、休業が増え、街に人が少なくなっていくと収入が減ったなど、経済的なことを中心とした具体的な相談が入り始めました。「1 相談内容の変化 ◆コロナ関連相談数の変化」のグラフをご覧ください。「コロナ関連相談受信件数」は緊急事態宣言中の4月、5月にピークとなり段々減少しています。毎月の受信件数は1,500件前後ですので、ピーク時は全体の20パーセントを超えていました。感染症で著名な方が亡くなられたことや、また、いつもは人で賑わう観光地などに人がいなくなった様子がニュースで報じられ、不安を感じたこと、しかも、人と会えずにその不安を分かち合うことができない状況があったと思います。孤立感が不安を大きくしている様子が伺えました。また、毎月の10日には、全国のいのちの電話と協働で「フリーダイヤル自殺予防いのちの電話」を受信していますが、今年の5月10日の相談日には通常の2倍ほどの相談が寄せられたということで、本当に全国的にも多くの相談が寄せられています。内容的な変化をみますと、職業や経済の問題は3月から現在まで継続的に入っています。また、活動自粛やイベントの中止などで、特に一人暮らしの方からの「行き場がない」、「誰も話す人がいない」などと孤独を訴える電話も継続的にみられます。また、長引く休業要請の不安、また給付金がなかなか受け取れないなど、その時々報道されていることが相談内容にも反映してきます。また、8月の自殺者数が増加して昨年より増加してとのお話もありましたけれども、自殺を語る、私共では「自殺傾向有り」というふうな言い方をしていますけれども、その相談件数が少し遅くなって10月からかなり多くなっているなというふうには感じています。また、外出を自粛して家にいる時間が増えたからでしょうか、家族への不満、家族内での不満を語るような電話も増えています。家族に関する相談の割合は、男女比でいいますと女性の割合が男性の2倍ほどになっていまして、外出自粛のス

トレスがより女性にかかっているのではないかなと思われまし、また出かけられないことで、それを話す人がいないという状況があるのではないかなと思います。現在の感染拡大の傾向やこれから冬に向かうことなどで、外出を自粛しようという気持ちが強まるのではないかなと思われまし、家庭内の不満などを訴える相談は、これからまた増えるかもしれません。ただ、先ほど若年層の自殺のことも話がありましたが、「新潟いのちの電話」は若年の方がかけてこられることが割と少ないので、あまり若年層の方がすごく増えているとか、そのような相談の傾向は出ていません。

次は、「2相談事業への影響」です。2月からそのような感染症のことが報道されるようになってから、手指のアルコール消毒や相談時のマスク着用など感染対策をとってきましたが、緊急事態宣言が発出されたことを受けまして、4月17日から6月10日まで、相談時間を深夜0時までとしました。相談場所への移動や仮眠時の寝具共用に感染の危険があったためです。また、6月11日からは24時間体制に戻してはいますけれども、職場の都合などで活動できない相談員も出ておりまして、人手不足は深刻になっています。また、研修への影響もでています。相談員養成講座は例年4月開講のところを半年延期して10月から開講にしています。10月開講してからは予定通りに進んでおります。また、相談員が毎月行っている継続的な研修も、3月から休止して半年間、これも10月に再開になりました。ただ、来年度の相談員の養成講座の受講の募集は、例年通り12月から開始して、出来れば色々調整しながら4月もしくは5月から開講したいと思っています。次に、大変多くの相談をいただくということをお話しましたが、「かかりにくさへの対応」ということで、いくつか、今年、いろいろな試みをしています。コロナ関連の相談が入るようになってから、より多くの相談が寄せられるようになり、通常でもかかりにくいのですけれども、さらにかかりにくい状況になっています。この状況を少しでも改善するため、8月の末からサテライト（分室）ですね、これを開設して週1回1回線増設して、昼間だけなのですけれども、なるべく少しでもかかりやすくなるようにしております。また、「毎日フリーダイヤル」という名前になっていますが、「日本いのちの電話連盟」の「毎日フリーダイヤル」を実施しています。以前から毎月10日には「日本いのちの電話連盟」のフリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」を受けているのですけれども、それに加えて、毎日16時から21時に全国共通番号で通話料無料の相談を受け付けています。「毎日フリーダイヤル」では月にしますと大体120件前後受けていますでしょうか。本当にたくさんの相談が来ていますし、これらのフリーダイヤルは、通常の電話よりもさらに自殺傾向が高い状態になっています。このように、色々な影響が出てきて、なかなか苦しいところではありますけれども、なるべくたくさんの相談を受け付けたいと思っております。以上です。

#### **（4）新型コロナウイルス感染症による自殺対策関連事業への影響について**

##### **② 新潟県弁護士会**

（興梠会長）

ありがとうございました。大変忙しいという様な状況が伺えました。ご意見は、後ほどに致しまして、それでは次に、新潟県の弁護士会堀田委員からのご説明をいただきたいと思っております。

（堀田委員）

新潟県弁護士会の堀田です。「【資料9】新型コロナウイルス感染症による自殺対策関連事業への影響について」に沿ってご説明させていただきたいと思います。私ども弁護士会では、自殺の原因となりうる法律問題への早期介入という意味で、法律相談事業自体が自殺対策の1つという位置づけで活動しているところがございますが、その「相談事業への影響」というところで、新型コロナウイルスの感染拡大の情勢を受けて、本年3月以降面談相談ができないという状況が続いておりました。その中でも法律相談ニーズは当然ございますので、司法インフラを確保するというところで、電話相談を中心に対応を続けて参りまして、コロナウイルスへの感染予防策、感染防止策が徐々に明らかになってきたところで、6月1日からは感染防止策を徹底した上で、面談による通常の相談体制を再開しております。現時点では相談対応は、パーティションの設置や消毒、換気等を徹底する形で感染防止策を講じながら面談により順調に行われている状況です。相談の傾向につきましては、新型コロナウイルスの社会生活への影響が多岐に渡りますので、個々の相談のどれがその影響によるものなのかというのが、非常に判別が難しいところがございます。そのため、新型コロナウイルスに関連する相談件数の集計というのは特に行っておりません。一方で日本弁護士連合会が4月20日から7月22日までの間、コロナウイルス法律相談事業として、全国統一ダイヤルによる電話法律相談を実施しました。こちらを経由して新潟のほうに配転があった相談は、件数はそれほど多くなかったのですが、合計15件、非事業者14件、事業者1件ということで、内訳はそちら【資料9】に記載されているような形で行ってまいりました。

で、「2 自殺対策関連事業への影響」というところがございますが、当会では新潟県からいただいている自殺対策の補助金を財源として、主に自殺対策の関連事業を行っております。例年、多職種による勉強会や会内研修会等を実施しているのですが、今年度はなかなか集まれないという状況が続いておりますので、予定事業の大半が実施できていないところがございます。ただ、自殺の要因となる対応かつ複合的な課題に対応するためには、多職種による連携は欠かせないところがございますので、今年度はそういった多職種での顔の見える繋がりを感じられる集まり、そういった場面というのが極めて少なくなっているなあと感じております。そのために、それぞれの現場で実際何が起きているのかですとか、どういった支援が必要になっているのかという課題把握自体が非常に難しい状況になっているかなというふうな印象がございます。その中で、新しい取り組みとしまして、3番の「LINEによる法律相談会」を開催いたしました。その概要について以下に記載してございます。

令和2年7月13・14・15日（月～水）いずれも午後2時～8時、弁護士会館において相談会を実施しまして、方法としましては、弁護士会のLINE公式アカウントを取得しまして、チャット機能、メッセージのやり取りを利用して法律相談を行うという方法です。ただ、文字情報だけでなかなか解決に結びつかないということもございますので、電話回線も同時に設置をして、必要に応じてチャットから電話相談に移行して対応するというのをいたしました。相談希望者は事前にライン公式アカウントに友達申請をして登録をしてもらい、相談当日は相談者から、「相談をお願いします」というような書き込みをもらって相談を開始するという方法で対応しました。裏面にいきまして、なかなか私ども弁護士も、この文字情報でのチャットでの相談というのは慣れていないもので、1名の相談に対して2名の複数弁護士でタッ

グを組んで対応する、且つ、バックアップ弁護士という形で1名が、巡回をする形で見ながら対応、電話対応が必要なら、そこに応じるというような形で複数名を配置して対応しました。相談員2名、バックアップ弁護士1名で1組、2組で対応いたしまして、LINE公式アカウントには複数の端末から同時にログインが可能ですので、チャット画面を切替えて同時に複数の相談に対応するというような形でもやっておりました。結果としまして事前の友達登録者数は67名で、内6名が関係者でしたので実質61名から登録がございました。内訳は男性56パーセント、女性44パーセント、男性のほうが若干多かったです。

主な周知方法としましては新潟市自殺対策実務者ネットワーク会議に広報協力を依頼したり、新潟県の福祉保健部障害福祉課に広報協力を依頼したりですとか、あとは各メディア、ホームページ、それから個々の弁護士のSNSで、こちらもSNSを使って情報発信をしたりという形で周知をいたしまして、当日の相談件数は3日間合計で43件ということで、想定していたよりもかなり多くの件数がありまして、当日はもうずっと張り付いて対応しているというような感じで実施しました。相談内容としましては、労働関係が10件、消費者関係が8件、家族問題5件、相続5件、夫婦4件、ネット3件、その他諸々というような内訳でございました。平均相談時間がやはりメッセージのやり取りで1つ打ってなかなか回答が来なかったり、短文で何度かやり取りをして、ちょっとずつ進んでいったりして、相談内容が把握できるというところもあって、割りと1時間16分程という結構長い時間がかかっていたということです。平均のチャット回数、文字のやり取りの回数が23.45回。相談者の年代なのですが、事後アンケートという形で任意に回答していただいた方に限るもので、必ずしも正確ではないのですが20代～60代までの方の相談がありまして、40代、50代が8割がたという回答結果になっておりました。このような取り組みをしまして、特にコロナに限らないのですけれども、女性の方で家事・育児があって、電話や面談で出向いたり電話でずっと対応したりができないという方が、家事・育児の合間にメッセージのやり取りをされたりですとか、あとは障害があってちょっとコミュニケーション的に、面談や電話ですと難しいというような方も文字であれば可能というようなところで、そういったニーズも拾えた相談会だったかなというふうに感じております。

まとめとしまして、法律事務所も含めて、こういった相談が来ているのか全体の傾向を把握することは難しいのですけれども、私の個人的な感触としては、離婚問題等の家族内の相談というのがやはり増えているかなというふうに思っています。ストレスがかかる中で、潜在的に離婚問題を抱えていたものが、このタイミングで出てくるとか、そういったものが多いのかなと。それから他方で事業不振等の経済問題に関する相談、倒産とか負債に関する相談というのはあまり増えていないかなと現時点では感じておまして、これは、実際に見ている感じですよと何とか耐えているというところで、これが長引いてくると非常に増えてくるかなというのは非常に危惧しているところでございます。そういった何とか持ち堪えている人達というのが日増しにどんどん増えていって苦しい状況に追い込まれていくことが、これからまた予想されているところですので、当会としてもまずは、既存の相談体制・相談窓口をきちんと周知するという取り組みを徹底したいなというふうに思っておりますし、オンラインによる相談対応等の新たな取り組みというのにも検討が必要かなというふうに思っております。それから、こういっ

た中ですがけれども他機関との連携の場の構築というのは非常に必要かなと思っております、オンラインの意見交換会や協議会、勉強会等も含めてそういったこともやりながら体制を強化していきたいなと思っております。以上になります。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症による自殺対策関連事業への影響について

##### ③ 新潟県経営者協会

(興梠会長)

ありがとうございました。続きまして、「資料一覧」の「7. 新型コロナウイルス感染症による自殺対策関連事業への影響について」、(3) 新潟県経営者協会の徳武委員、お願いいたします。

(徳武委員)

新潟県経営者協会の徳武でございます。それでは、【資料 10】と番号の振ってある資料に沿ってご説明をいたします。

私どもは経営者の団体でございますので、自殺対策事業につきましても経営者とか、人事・労務の担当の方向けに周知・啓蒙を行っております、近年ではストレスチェックとか、労働時間の適正な管理などについて取り組んで参りまして、今年度はハラスメント防止法の施行も踏まえまして、有職者の自殺原因となるうつとか、仕事疲れ、人間関係の悪化といったものの誘因となり得るパワハラ防止をテーマとして取り組んで参ったところがございます。そうした中で新型コロナウイルス感染症の拡大が起きまして、社会や経済の状況が一変したわけですが、これに伴って従業員さんのメンタルヘルスの面でも新たな課題が発生する懸念があり、当協会としても何らかの対応を行っていく必要があるというふうに考えたところでございます。そのメンタル面の課題というのは3つの不安ではないかというふうに考えておまして、1つ目は、緊急事態宣言が出されるなどして休業や売り上げの減少、あるいは操業停止など事業活動への影響が深刻化する中での経済的な不安ということでございます。これにつきましては先日発表されました、2020年版の自殺白書の中でも触れられたところでございます。2つ目は、感染者などに対する偏見やバッシングといったものが起きる中で、通勤や仕事の中で感染することに対する不安ということであろうかと思っております。3つ目は、テレワークとか在宅勤務など、こういった新しい働き方などに伴う不安でございます。例えば、テレワークは働き方改革の1つの在り方として今まで注目されておりましたけれども、コロナの感染拡大の中で「とりあえず会社に来るな」ということで、緊急避難的に始めた事業所さんも多かったようでございます。そうしたことから機材などの十分な事前準備が出来ないまま、テレワークを始めた為、お互いの顔や様子が見えない中で仕事を進めなければならないことや、最近よく報道されていますけれども、サイバーリスクとか情報漏洩への不安を感じたり、あるいは、コミュニケーション不足による孤独感とか、ずっとお家の中で仕事をされていらっしゃるの、オンとオフの切り換えが上手く出来ないといったことによるストレスを抱えるといったような問題が起きてしまったというようなこともあったようでございます。

これらに対しまして、私どもはこれからご説明いたしますような情報提供などを行って参りました。この情報提供については感染が拡大する状況下で、今までのように会社をご訪問させ

ていただくとか、あるいは、人を実際に集める会議など、そういったものが出来ないということから、主に非対面のチャンネルを使って行って参ったということでございます。そのチャンネルと申しますのは当協会が会員さん向けに毎月定期的にお送りしています広報物や、ホームページへの掲載、あるいはオンラインで行うセミナーとか、あるいはメールや電話などを使った問い合わせ、相談への対応というものでございます。具体的な内容につきましては、資料に一覧表としてまとめてございます。このうち主なものについてご説明をしたいと思います。なお、表の左側に数字が書いてありますけれども、この数字は日付でございます。最初の、「(1) 経済的な不安」に対する項目としましては、雇用の維持とか雇用調整助成金などの助成金に関することが中心となっております。雇用の維持につきましては、ホームページで3月10日、4月1日、4月13日あるいは4月15日などにあるように厚労大臣などからの要請といったものについて周知を図っております。それから雇用調整助成金、これを略してよく雇調金といいますけれども、これについてはご存知の方も多いと思いますけれども、事業者が事業活動の縮小を余儀なくされたときに従業員さんを解雇するのではなくて、手当を支払って休業させる場合に国がその手当の一部を助成する制度でございます。新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、制度の適用要件の緩和、あるいは助成率の引き上げや、申請書類の簡素化などが何度かに渡って行われております。当協会でも広報で3件、それからホームページで3月4日、資料めくっていただきまして4月15日、9月2日にそれぞれお知らせするとともに、4月23日からは雇調金などの助成金の内容から、具体的な申請の仕方に至るまで解説いたします、オンラインのセミナーを無料でご視聴いただけるのですが、オンラインのセミナーを開始いたしまして多くの会員さんからご覧をいただいたところでございます。また4月15日は当協会のホームページに厚生労働省の雇調金に関するホームページ等のリンクを貼りまして、事業者の方がガイドブックとか、あるいは申請書類などを容易に入手できるように対応をしております。また、この他に学校の休校に伴いまして親御さんが仕事を休まなければいけなくなった際に有給休暇扱いとした際の助成金が設けられましたが、これについても公表の翌日の3月3日に私どものほうでお知らせをしております。それから、「(2) 感染に対する不安」に対しましては、ホームページで厚労省等からの感染防止対策や、あるいは偏見といったものの防止などの徹底についての要請等も周知するほか、3月3日、4月2日、4月15日には感染防止に関するQ&Aやチェックリスト、あるいはガイドラインといったものを掲載して会員の皆様に利用していただけるようにしております。また5月19日には、これらのものを踏まえまして私ども協会でセミナーを行っておりますけれども、そのセミナーにおける感染防止策についてホームページに掲載をいたしました。コロナの感染が収まらない中で、就業形式のセミナーに従業員を派遣するといったことに不安を訴える事業者さんもありましたけれども、これをご覧いただいた事業者さんや実際に参加された方からは、感染対策が徹底されていて安心できたとかですね、あるいは自社や自分の団体の感染対策の参考になったというような評価もいただいたところでございます。「(3) 働き方等に伴う不安」についてですが、これは広報の5月20日にあります変形労働時間制、これについては、ご存知ない方もいらっしゃると思うのですが、一定期間のトータルの労働時間が法定の限度を超えない範囲内で日ごととか、週ごとの所定労働時間を変えていくというようなもので、簡単に申し上げますと暇な時期は労働時間を短くし

て、忙しい時期に長くするといったようなものです。この変形労働制の期間を一年間として、コロナ禍の中にあっては労働時間を短くしておいて、経済回復後に労働時間をその分長くするということも可能となりますけれども、これは雇用の維持という観点からも活用ができる制度でございますし、これから正しく且つ有効に活用されるよう、制度を採用する際の注意点などについて、私どもで周知を図ったものでございます。また、7月13日から新型コロナウイルス感染拡大に伴い、発生が予想される労務管理上の様々な問題について、労働問題に詳しい弁護士の方が解説するオンラインのセミナーを開始したところでございます。この他に、先ほどちょっと触れましたテレワークにつきましては5月11日にホームページで経団連が作成しました説明動画をご紹介したのですが、その後、9月18日に私どもの協会におきまして、BSNアイネット様と新潟働き方改革推進支援センター様のご協力を得ましてセミナーを行っております。この中で体系的な問題ばかりではなくて、テレワークをスムーズに導入するためのポイントや、労務管理上の留意点についても解説を行っていただいたところでございます。なお、このセミナーの内容については今日から、オンラインでも視聴いただけるようにしてあります。また、10月13日と11月10日、11月16日に新潟、長岡、上越の市内で事業所の人事労務担当者の方向けにセミナーを開催いたしました。このセミナーでは、働き方等に関する不安に限らず、「コロナ禍時代のストレス社会との上手な付き合い方」というテーマで労働医学衛生協会の大西専務理事様からご講演をいただき、大変好評をいただいたところでございます。最後になりますが、コロナ禍に伴う労務管理や雇調金等に関する相談については、10月末までで35件寄せられておりまして、社会保険労務士の資格を持つ当協会の職員と、私を中心になって対応を推して参ったところでございます。以上でございます。

(興梠会長)

ありがとうございました。色々お聞きしたいところもあるのですが、時間も押しておりますので次に行きたいと思っております。産業看護部会の鈴木委員に、現在の労働の現場からということで、ご意見をいただきたいと思っております。

(鈴木委員)

産業看護部会の鈴木です。今ご発表のとおり、まったくそのとおりと思って聞いておりましたけれども、産業看護部会は企業に所属する保健師、看護師の集まりです。自粛期間中の相談会の際には、やはり立場上、企業が社員の出張も制限してしまし、プライベートの行動も制限してしましたので、相談会に従事することが出来なくて、私たち自身もすごいジレンマを感じながら過ごした期間ではありました。看護職は企業の中でのコロナ対策を推進するという立場もあるので、コロナ対策と、メンタルヘルス対策と同時進行で各企業において展開をしていたという状況があります。コロナによる閉塞感で、会社のみんなが何か全体に鬱々としている中での対応、コロナに対する正しい情報だとか、そういうのを提供することで解消できるものもありますので、多方面から関わってきました。コロナも悪いことばかりではなくて、例えば重症化のリスクの中に「喫煙」というものがありましたけれども、コロナのお陰で、「会社の喫煙室を閉鎖しよう」といった動きが一気に進んだりとか、あれほど受動喫煙というので苦労してきたのが、トップの鶴の一声でガラッと変わったり、煙草もストレスとか、鬱とかと関係がありますから、煙草を辞めたほうがストレスは少なくなるというのがありますので、そうい

うプラスの効果もありました。社員一人一人の意識というものが、会社の健康を守り、事業継続に繋がるという意識が経営者の中にも広がって、健康経営に対する意識というのも大きく進んだように思っています。働き方の変化でストレスが増えているというのは先ほどの発表にもあって、全くそのとおりで、在宅勤務の頻度が高いほどストレスは高いという状況もありますし、またそのオンラインとか新しい形で仕事を進めなければならないストレス、それについていけない人のストレスなどもありますので、引き続きストレスチェックだとか、1対1のコミュニケーションを大事にしながら、引き続き対策をとっていききたいなあというふうに思っています。以上です。

## (5) その他

(興梠会長)

コロナ禍における色々な影響について、色々な方面の方々から現状をお話いただき、そして課題などもお話していただきましてありがとうございます。ご発言まだしていない方で、今こんなふうに私どもの団体ではやっているというところがございましたら、是非お話いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、佐藤さんお願いします。

(佐藤委員)

新潟市薬剤師会自殺予防対策班の佐藤です。こちら今日お配りした資料、「アルコールと健康～お酒と上手につき合うために」と関連するのですけれども、新潟市薬剤師会では、数年前からアルコール関連問題事業に取り組んでいます。ご存知の方もいるかと思いますが。アルコールというのは、鬱と自殺のトライアングルと言われていまして、アルコール、それ自体は嗜好品という意味合いもあるのですが、一方で薬物、エチルアルコールという薬物という意味合いがあります。どんな薬理作用があるかというところ、うつに関連したら、うつ、それ自体を惹起します。さらには、アルコールの消費量と自殺率は正の相関があるとされていて、海外でも日本でもそういうデータがあります。さらには、アルコールを飲むと自殺の衝動性が高まると。自殺とアルコールというのはもう切っても切れない関係というところで、啓発をしているというところになります。このパンフレットに関しては、そういった過激なことは書いていないのですけれども、やっぱり気を付けようというところを記載しています。飲み会の機会も今少なくなっていますけれども、どれくらい飲むと良いのか悪いのかということも含めて、アルコールを飲むと駄目とは言わないのですけれども、やっぱり薬物だという一面を認識していただいて、周りの人にも教えていただきたいというところになります。以上です、

(興梠会長)

ありがとうございます。アルコールについて佐藤薬剤師からのご報告でした。次に移りたいと思います。新潟NPO協会の堀田委員にお願いしたいと思います。

(堀田委員)

度々すみません、堀田です。弁護士会枠での出席なのですが、新潟NPO協会の共同代表も務めておりますので、本日お配りしております、この「死ぬな！」と「三枚のおふだ」について私からご説明させていただきます。新潟NPO協会の自殺対策事業として、例年作成しているのですが、まず、こちらの「死ぬな！」については様々な課題に対応する支援団体、NPO

等の活動について1冊にまとめた冊子ということになります。それぞれ連携を促進したり、困っている人はここに繋がるようにということで、例年作成をしております。お配りしているものは「第8版」でございまして、昨年度作成したものをお配りしております。今年度につきましては、コロナ禍に限らず、どうしても紙面ですと情報量や団体の数などが限られてしまうということで、こういった方向性がいいか検討を進めている中で、こういった状況になりまして、今年度はこの「死ぬな！」をウェブサイトに移行して自殺対策のポータルサイトのような形で展開出来ないかなということで、今検討を進めております。今年度中になんとか公開まで進めていきたいなというふうに思っております。また完成しましたらご案内差し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それから「三枚のおふだ」につきましては、こちらも例年作成をして、一前は、夏休み前の7月に県内の全中学校に配布をして、生徒さんに届けてもらうというもので作成をしておりました。内容としましてはSOSの出し方にも関わりますが、あのメッセージ「逃げてもいいんだよ！」、「頼ってもいいんだよ！」、「話していいんだよ！」というものを、「三枚のおふだ」という昔話になぞらえました。そういったメッセージと子供向けの相談窓口、インターネットを含めて、「こういったところがあるよ！」というものを紹介するもので、生徒手帳などにも入るようなポータブルなサイズにして配っておりました。今年度コロナ禍のために7月の例年の時期には配れなかったのですけれども、この後の年度の残りの中で、どこかのタイミングで例年通り作成をして、中学校に配布をしたいというふうに思っております。これについても是非、学校で活用していただければと思います。以上です。

(興梠会長)

ありがとうございました。今日、色々資料を出していただきましたけれども、特に経営者協会の方からは、【資料10】の日付で資料が書いてあるもの、実はこのタイトルをインターネットでクリックしますと、その資料がポンと出てくるので非常に助かるなあとと思います。よくまとめていただいてありがとうございました。皆さんは、何かのときにこのタイトルをそのまま入れると、その資料に直接飛びますので非常にいいかなと、助けていただいたなあと思っております。

時間も押して参りましたけれども、まだご発言なさっていない方で、ご提案などありましたら、あるいは新型コロナの影響下でどういう状況があったかというようなことについてお話いただければと思いますが、いかがでしょうか。無いようでしたら、以上で議事を終了したいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、ちょっと早いのですけれども、今日は非常に多くの方から内容の濃い意見、あるいはその現状分析などをしていただきましてありがとうございました。いつになく熱心なというか、いつも熱心なのですけれども、大変なボリュームのあるものをお話しいただきましてありがとうございました。それでは私の司会はこの辺で終わりにいたしまして、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 5. 開会

(事務局 仁木主査)

興梠会長、長時間に渡りまして議事進行大変ありがとうございました。ここで連絡事項を申

し上げます。委員の皆様のお机の上には封筒が乗せてございます。封筒の中には、今回の会議の報償費を支払うのに必要となります振り込み情報用紙が入っております。お手数をお掛けしますが必要事項をご記入の上、来週月曜日迄にご返送下さいますようお願いいたします。各委員の皆様にはお忙しい中、本日会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、「令和2年度 第1回新潟市自殺対策協議会」を終了いたします。ありがとうございました。